

報告第 1 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（R3.10.28 峰山町内記）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 28 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第1号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月12日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町内記地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和3年10月28日、京丹後市峰山最終処分場運営管理委託先の社員が、同最終処分場の場内において市公用車を運転中、駐車されていた施設利用者の車両に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 565,125円

3 損害賠償の相手方 京都市下京区 法人